

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）【概要】

1 改正の趣旨

令和7年3月の地方税法施行令の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

○第2条（課税額）

国民健康保険税のうち、医療分及び後期支援分の課税限度額を引き上げるものです。

区 分		課税限度額		引上げ額
		現 行	改 定 後	
国民健康 保険税	医療分	6 5 万円	6 6 万円	1 万円
	後期支援分	2 4 万円	2 6 万円	2 万円
	介護分	1 7 万円	1 7 万円	改定なし
合 計		1 0 6 万円	1 0 9 万円	3 万円

○第23条（国民健康保険税の減額）

5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するため、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものです。

軽減区分	軽減対象となる所得基準額	
7割軽減	改定なし	
5割軽減	現 行	$43\text{万円（基礎控除額）} + 29.5\text{万円} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改定後	$43\text{万円（基礎控除額）} + \mathbf{30.5\text{万円}} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2割軽減	現 行	$43\text{万円（基礎控除額）} + 54.5\text{万円} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改定後	$43\text{万円（基礎控除額）} + \mathbf{56\text{万円}} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年度分の国民健康保険税から適用します。